第二十条　前条第五項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号又は第四項第四号の申出書の提出がなかつたときは、その旨の証明書の交付を経済産業局長に請求することができる。

2　前条第五項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号又は第四項第四号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を経済産業局長に請求することができる。

第二十一条　［略］

［項を削る。］

○財務省令第四十号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第二項、第六条の二第四項及び第十八条の四第三項第四号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十八日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十七条の二　令第六条第一項に規定する支払等のうち仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）によりされるものであつて、当該規定を適用する場合における本邦通貨と仮想通貨との間又は異種の仮想通貨相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる仮想通貨の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。 2　令第六条の二第二項に規定する支払等のうち仮想通貨によりされるものであつて、当該規定を適用する場合における本邦通貨と仮想通貨との間又は異種の仮想通貨相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われる日における当該支払等の対象となる仮想通貨の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。	［条を加える。］

第二十条　前条第七項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号又は第六項第四号の申出書の提出がなかつたときは、その旨の証明書の交付を経済産業局長に請求することができる。

2　前条第七項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号又は第六項第四号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を経済産業局長に請求することができる。

第二十一条　［同上］

2　第十九条第三項本文又は第四項本文の公告をした場合において、添付書類は、次の各号に掲げる書類をもつて足りる。

一　前条第一項の場合においては、同項の規定により交付を受けた証明書

二　前条第二項の場合においては、同項の規定により交付を受けた書類及び申出に係る法第三十五条の三において準用する法第二十一条第一項の規定による権利が存在しないこと又は消滅したことを証する書類

3　第十九条第五項本文又は第六項本文の公告をした場合において、添付書類は、次の各号に掲げる書類をもつて足りる。

［一・二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

2　第十九条第三項本文又は第四項本文の公告をした場合において、添付書類は、次の各号に掲げる書類をもつて足りる。

［一・二　略］